

「印紙税納付計器設置廃止届出書」の記載要領等

この届出書は、既に印紙税法第10条第1項《印紙税納付計器の使用による納付の特例》の設置承認を受けて印紙税納付計器を設置している者が、設置を廃止したことの届出を行う場合に提出するものです。

記載要領

- (1) 「設置場所」欄は、承認を受けて印紙税納付計器を設置している本店、支店、営業所等の所在地及び名称を記載します。
- (2) 「計器の名称、型式及び計器番号」欄は、既に設置している印紙税納付計器について、国税庁長官の指定（「計器を指定する国税庁告示」により指定）を受けた計器（以下「指定計器」といいます。）の名称、型式及びその計器に付されている番号を記載します。
- (3) 納付印の「記号番号」欄は、指定計器の設置承認を行った税務署長が「印紙税納付計器設置承認書」により指定した、納付印に付されている税務署名、記号、番号を記載します。
- (4) 「廃止後の処分方法」欄は、設置を廃止した後における納付印の処分方法（磨滅、溶解の方法等）を記載します。
- (5) 「参考事項」欄は、押なつ残額、事務担当部課、その他参考となるべき事項を記載します。

なお、使用残額については、「印紙税過誤納確認申請書」を所轄税務署長に提出することにより、印紙税の過誤納金として還付を受けることができます。

- (6) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。